

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

# 工 事 設 計 書

事業年度	令和 8年度				
設計年月	令和 年 月				
予算科目	款	項	目	節	
工事場所	京都市右京区京北周山町大山 地内				
路線名又は河川名等					
工事名	災害防除工事（魚ヶ淵線）				
工期	契約日の翌日から240日間				
事業課（所）名	京北・左京山間部土木みどり事務所	単価使用年月	令和 年 月		
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月		
変更回数		基準適用年月	令和 年 月		
主工種		単価地区			
前払金支出		調整区分			

京都市 建設局

チェック欄
<input type="checkbox"/>

工事概要

工事延長				m	90
簡易吹付法枠	m2	380	ポケット式落石防止網	m2	600
土工	式	1	仮設工	式	1

施工理由

本工事は、風化の著しい露岩部分の崩落対策及び落石危険箇所の落石防止対策を実施することにより、車両及び歩行者の安全を確保するものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工事価格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給品費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

## 積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2026年3月	
歩 掛 適 用 年 月	2026年3月	
基 準 適 用 年 月	2026年3月	
単 価 地 区	2602: II 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 たる 工 種	04:道路改良工事	
施 工 地 域 等 補 正	一般交通影響有り（2）－2	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	一般交通影響有り（2）－2	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

## 見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価 [円]	施工費 (諸雑費込) 等の区分	備考
道路土工	残土処理工	残土等処分	土質:礫質土		m3	3,000	処分費	
法面工	法枠工	簡易吹付法枠	工法:ソイルクリート工法,形式:Mタイプ,枠サイズ:1.5m*1.5m		m2	20,120	材工共	
仮設工	工事用道路工	現場内モルタル運搬			式	2,880,000	材工共	
	土留・仮締切工	【参考数量】 廃プラスチック処分			kg	25	処分費	
共通仮設費	技術管理費	土質等試験費	サンプル採取及び分析調査費		式	130,000	調査費	管理費区分9

# 設計内訳書 (本01)

工事名	災害防除工事 (魚ヶ淵線)				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路改良		式	1				
道路土工		式	1				
掘削工		式	1				
掘削 人力切崩	土質:土砂,施工方法:現場制約あり	m3	2				
掘削 人力切崩	土質:岩塊・玉石,施工方法:現場制約あり	m3	80				
人力積込	土質:土砂,作業内容:積込	m3	2				
人力積込	土質:岩塊・玉石,作業内容:積込	m3	80				
積込(ルーズ) 土のうち詰材含む	土質:土砂,作業内容:小規模(標準以外)	m3	20				
法面整形工		式	1				
法面整形(切土部)	現場制約:有り,土質:軟岩I、軟岩II、中硬岩、硬岩	m2	380				
残土処理工		式	1				
土砂等運搬 人力積込	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	80				
土砂等運搬 積込(ルーズ)	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	20				

# 設計内訳書 (本01)

工事名	災害防除工事 (魚ヶ淵線)				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
残土等処分	土質:礫質土	m3	100				
法面工		式	1				
法枠工		式	1				
簡易吹付法枠	工法:ソイルクリート工法, 形式:Mタイプ, 枠スパン:1.5m*1.5m	m2	380				
落石雪害防止工		式	1				
落石防止網工	金網設置面積500m2以上	式	1				
ロックネット ポケット式落石防止網(重負荷タイプ)	網規格(種別):亜鉛メッキ(50*50), 網規格(寸法):線径 4.0mm, アンカ規格・仕様:岩盤用 D32mm×長1,000mm, 支柱規格・仕様:支柱高 2.5m	m2	200				
ロックネット ポケット式落石防止網(中負荷タイプ)	網規格(種別):亜鉛メッキ(50*50), 網規格(寸法):線径 3.2mm, アンカ規格・仕様:岩盤用 D29mm×長1,000mm, 支柱規格・仕様:支柱高 2.5m	m2	400				
仮設工		式	1				
工事用道路工		式	1				
現場内モルタル運搬		式	1				内 1号
【参考数量】 土留・仮締切工		式	1				
土のう 撤去	大型土のう規格:H=1.08m W=1.1m	袋	10				

# 設計内訳書 (本01)

工事名	災害防除工事 (魚ヶ淵線)				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
廃プラスチック積込	工法区分: 人力積込	kg	23				
廃プラスチック運搬	工法区分: 人力積込	kg	23				
廃プラスチック処分		kg	23				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	区分: 交通誘導警備員B	人日	198				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
技術管理費		式	1				
土質等試験費	サンプル採取及び分析調査費	式	1				内 2号
共通仮設費 (率計上)		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				



# 一式当り内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 1号	現場内モ/レール運搬 【参考数量】						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
ルート設定（現場踏査）		箇所	1				単 29号
レール架設・撤去（100mまで）		m	90				単 30号
賃料（500kg積/45）		式	1				単 31号
保守・点検（レール構造）		回	1				単 32号
保守・点検（動力車・台車）		回	1				単 33号
モ/レール運搬		箇所	3				単 34号
諸雑費（まるめ）		式	1				
合計							

# 一式当り内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 2号	土質等試験費	サンプル採取及び分析調査費					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
材料費 土質調査費(サンプル採取及び分析調査費)		式	1				
合計							

## 特記仕様書（個別工事編）

工事名 災害防除工事（魚ヶ淵線）  
工事場所 京都市右京区京北周山町大山 地内

### 1 一般事項

#### 第1-1条（適用）

- 1 本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、「土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

- 2 簡易吹付法枠の施工にあたっては、前項のほか、「簡易吹付のり枠工 ソイルクリート工法 設計・施工指針（案）（令和7年4月改訂28版簡易吹付法枠協会）」によるものとし、本工事施工現場に常備すること。

なお、ソイルクリート工法と同等以上の他工法による施工を受注者が提案し、監督職員が提案工法による施工を承認した場合においては、提案工法に係る技術指針によるものとする。

#### 第1-2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。

- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

#### 第1-3条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。

- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

#### 第 1 - 4 条（前払金）

前払金は、請負代金の 40%以内とし、中間前払金は、同様に 20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 (<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>)

#### 第 1 - 5 条（ウィークリースタンスの実施）

実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、以下の項目について取り組むこととする。

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (2) 休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- (3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- (4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- (6) 打合せは Web 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、工事（又は業務委託）の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

## 2 現場条件に関する事項

### 第2-1条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 工事に先立ち現地調査を行い、本工事内容を正確に把握すること。その上で、設計図書の照査を行い、施工計画書等を作成した上で、事前に監督職員に提出すること。
- 2 本工事着手にあたり、支障となる樹木等の伐採が必要となる場合は、対象樹木の情報（位置、本数、樹種、胸高の幹周）等を整理して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。  
ただし、以下の内容については、土木工事標準積算基準書の規定に基づき、共通仮設費（率計上）に含まれることから設計変更の対象としない。
  - イ ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹等を除去する伐開に要する費用（樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まない。）
  - ロ 除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用  
なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込作業を含む（伐採作業に伴う現場内の集積・積込作業は含まない）。
- 3 ポケット式落石防止網のアンカー設置に際しては、表層土（最大 50cm 程度を想定）を取り除いて岩層を露出させた状態で削孔を開始し、所定の根入れ長さを確保すること。
- 4 隣接する地元関係者(官公庁等も含む)との協議、施工区域、日時等に関する事項については、請負者独自で判断せず、必ず監督職員に報告し確認を受けること。また、地域住民等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に連絡し、その指示に従うこと。
- 5 工専用車両の通行は、原則、幹線道路を使用することをとし、生活道路や細街路を抜け道として使用しないこと。
- 6 本工事施工期間中、現場代理人は、昼夜を問わず常時連絡が取れる体制を取ること。また、監督職員との連絡は密にとり、疑義が生じた場合は監督職員と十分な打合せを行い、遺漏のないよう努めること。
- 7 官公庁の休日に作業を行う場合は、事前にその理由を打合簿により監督職員に提出すること。
- 8 着工以後は週間工程表を前週の木曜日 17 時（祝日の場合は、翌開庁日の 9 時）までに監督職員へ提出すること。なお、工程表の様式については、監督職員と協議して決定すること。メールによるデータ送信も可とする。
- 9 本工事において、民有および官有の施設物件を破損した場合は、請負人の責任において現状に復旧すること。
- 10 本特記仕様書等に反して工事を施工した場合、改善またはやりなおしを命ずるが、そのときは、速やかにその指示に従うこと。
- 11 その他については、監督職員の指示に従うこと。

### 第2-2条（施工時間）

施工は昼間とし、標準的な作業時間帯は、準備・後片付けを含めて 8 時 30 分～17 時 30 分とする。ただし、所轄警察署等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

### 第2-3条（工程）

本工事の施工箇所においては、大部分が森林法に基づく保安林に指定されており、工事着手にあたっては、森林法に基づく保安林解除申請手続等が必要である。

当該手続は監督職員が対応するものであり、工事着手可能時期（手続完了時期等）については、監督職員からの指示を受けること。

### 第2-4条（支障物件等）

本工事区間内の支障物件は下表のとおりである。受注者は各企業との連絡を十分行うこと。また、移設時期等を延期するような場合は設計変更の対象とする。

具体的な架空線の防護範囲について、関係機関と協議する必要があるため、速やかに検討・確認の上、監督職員に速やかに報告すること。

支障物件	管理者	位置	企業者との協議	対応時期	工事方法	立会
電線	関西電力	関電柱:魚49 から	未了	令和8年7月～	架空線防護	不要
	NTT	関電柱:魚51 まで				

### 第2-5条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、本工事に係る道路規制を作業時全面通行止めとするよう想定し、下表のとおり計上している。

道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員の編成 (1日当たりの編成人数)	昼間・夜間	交替要員の有無
主に工事場所前後 の交通結節点	交通誘導警備員 B 3名	昼間	有り

- 2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

### 3 監督職員の確認に関する事項

#### 第3-1条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品  
（「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外）

工種・種別等	細別	材料・資材・製品	備考
法面工 法枠工	簡易吹付法枠	各種アンカー 鉄筋 組立枠 モルタル補強材	
落石雪害防止工 落石防止網工	ロックネット	各種アンカー ポケット支柱 金網 充填・定着材	

#### 第3-2条（受注者の臨場）

1 監督職員が臨場する材料確認において、監督職員から指示がある場合を除き、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場する必要はない。

なお、材料確認時に記録写真を撮影するが、それらの者が写真に写る必要はない。

2 監督職員が臨場する段階確認及び立会確認において、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

なお、当該の段階確認及び立会確認の記録写真を撮影する必要はない。

#### 第3-3条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）  
 （「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

工種-種別等	細別	確認項目
法面工 法枠工	簡易吹付法枠	モルタル吹付厚 アンカーの適性試験及び確認試験
落石雪害防止工 落石防止網工	ロックネット	支柱用・端部用アンカーの削孔深さ アンカーの適性試験及び確認試験

### 第3-4条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

工種-種別-細別	確認方法・目的等
法面工 法枠工 簡易吹付法枠	菱形金網設置完了状況 配筋完了状況 吹付範囲の確認
落石雪害防止工 落石防止網工 ロックネット	設置範囲の確認

### 第3-5条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載のとおりとする。

## 4 建設副産物に関する事項

### 第4-1条（建設副産物の適正処理）

#### 1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

#### ＜産業廃棄物＞廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設

建設副産物	受入場所	備考
廃プラスチック	京都市伏見区横大路千両松町78	設計運搬距離 L = 37.1km < DID 区間：有 >

#### 2 舗装切断時等において発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時等において発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

#### 3 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

#### <建設発生土>

建設副産物	受入場所	備考
建設発生土	(指定地処分) 株式会社グリーンランド京北 京都府京都市右京区京北細野町北谷 31	設計運搬距離 L = 7.8km<DID 区間：無>

上表の受入場所は、「京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」第10条に基づく土地の埋立等の許可を受けているため、建設発生土の搬出開始前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書(計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類(測定方法を明示したもの))
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

なお、土砂条例の規定による許可を受けるに当たり必要となる書類は、許可申請の窓口(京都市環境政策局環境保全創造課)に適宜確認して作成及び提出するものとする。

※ 受入場所への建設発生土の搬出に当たり必要となる書類は、京都市環境政策局環境保全創造課のホームページからダウンロードできる。

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000323404.html>)

※ 様式がない資料の記載方法について不明な点がある場合は、環境政策局環境保全創造課に問い合わせること。

#### 4 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受入地(以下、「積算受入地」という。)を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地(以下、「提案受入地」という。)を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

## 5 その他事項

### 第5-1条（工事書類の提出）

出来形資料については、数量精算を踏まえ、工期末の40日前までに提出するよう努めること。  
完成検査に必要な資料については、工期末又は完成検査予定日の14日前までに提出すること。

### 第5-2条（受注者希望型におけるICT活用工事の試行）

1 本工事は、「京都市建設局ICT活用工事試行方針（案）」（令和7年8月）（以下「試行方針」という。）及び「京都市建設局ICT活用工事試行要領（案）」（令和7年8月）（以下「試行要領」という。）の内容に従いICT活用工事を試行できる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照  
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>)

2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT活用工事を試行できる。

3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。

なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議により選定できる。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更で必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要な見積書を提出すること。

5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

### 第5-3条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

#### 第5-4条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

##### 1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

##### 2 実施内容

###### （1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

###### （2） 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

###### （3） 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

###### （4） 成績評定

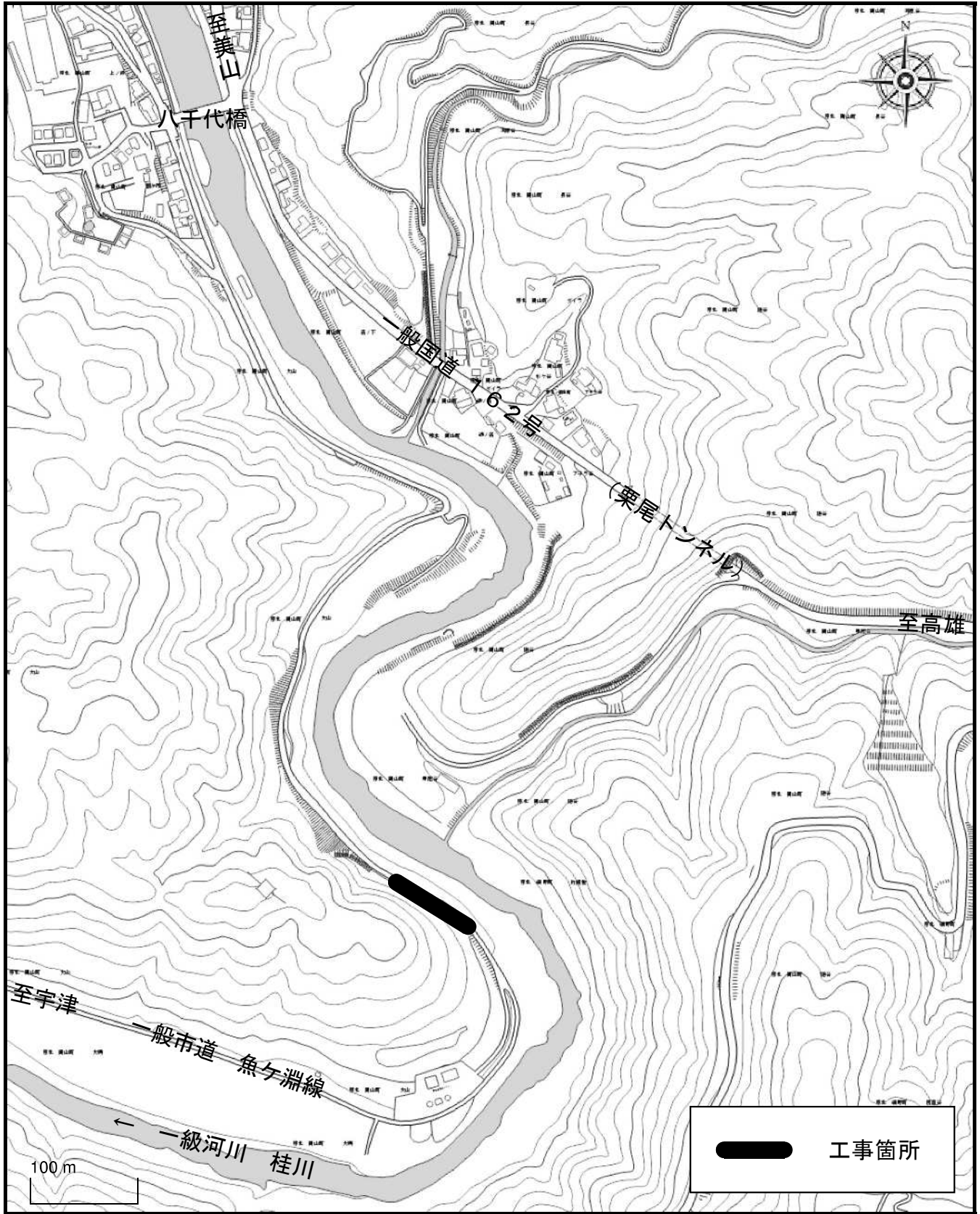
遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。



# 箇所図 (拡大)

135.632653,35.149710

135.642764,35.149710



135.632653,35.139374

1 / 5000

135.642764,35.139374